

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2015年11月19日
【会社名】	ソニー株式会社
【英訳名】	SONY CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役 平井 一夫
【本店の所在の場所】	東京都港区港南1丁目7番1号
【電話番号】	03-6748-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	財務部VP 村上 敦子
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南1丁目7番1号
【電話番号】	03-6748-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	財務部VP 村上 敦子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2015年10月29日に臨時報告書を関東財務局長に提出しておりますが、その記載事項のうち、「発行価額の総額」、「本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」及び「払込金額の総額」が2015年11月19日に確定しましたので、これらに関する事項を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものです。なお、訂正部分は、下線で記したとおりです。

2【訂正事項】

□ 本新株予約権に関する事項

() 発行価額の総額

(訂正前) 未定

(訂正後) 31,512,705.00米ドル

(上記金額は、本新株予約権が全部行使された場合における本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額であり、下記() (イ)の行使価額たる27.51米ドルに、下記() (3)の本新株予約権の目的となる株式の数たる1,145,500株を乗じた金額である。本取締役会決議に従い本邦において取得の申込みの勧誘がなされる新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額は7,042,560.00米ドルであり、本邦以外の地域において取得の申込みの勧誘がなされる新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額は24,470,145.00米ドルである。)

() 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

(イ) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当りの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じて得られる金額とする。行使価額は、当初、以下の方法により決定される。

本新株予約権の割当日の前10営業日(終値(以下に定義する。)のない日を除く。)の各日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の単純平均(以下「基準円価額」という。)を、同10営業日の各日における東京の主要銀行が提示する米ドル対顧客電信売り相場の単純平均の為替レート(以下「基準換算レート」という。)で換算した米ドル額(1セント未満の端数は切り上げる。)とする。ただし、基準円価額が、(a)行使価額決定日である本新株予約権の割当日に先立つ45営業日目に始まる30営業日(終値のない日を除く。)の各日における終値の単純平均の金額、又は(b)本新株予約権の割当日の終値(当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれかを下回る場合には、そのいずれか高い金額を基準換算レートで換算した米ドル額(1セント未満の端数は切り上げる。)とする。

(訂正後)

(イ) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当りの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じて得られる金額とする。行使価額は、当初、27.51米ドルとする。

へ 提出会社が取得する手取金の総額ならびに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

() 本新株予約権の新規発行による手取金の総額

(訂正前)

払込金額の総額	未定
発行諸費用の概算額	41,199.74米ドル (邦貨換算額約5,000,000円)
差引手取概算額	未定

(ただし、上記「発行諸費用の概算額」には、消費税等は含まれていない。)

(訂正後)

払込金額の総額	31,512,705.00米ドル (邦貨換算額3,899,382,117円)
発行諸費用の概算額	40,407.31米ドル (邦貨換算額5,000,000円)
差引手取概算額	31,472,297.69米ドル (邦貨換算額3,894,382,116円)

(ただし、本新株予約権は無償で発行されるため本新株予約権の払込金額はないが、上記「払込金額の総額」には、本新株予約権が全部行使された場合における本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額である、上記口() (イ)の行使価額たる27.51米ドルに上記口() (3)の本新株予約権の目的となる株式の数たる1,145,500株を乗じた金額を記載している。また、上記「発行諸費用の概算額」には、消費税等は含まれていない。)

以 上